

消費者庁 政策調査員（非常勤一般職国家公務員）募集要項

1. 採用内容

- 職名：消費者庁政策調査員（総務課情報システム係（非常勤））
採用予定者数：1名
採用予定日：平成30年8月1日（予定）
任期：原則1年以内（勤務状況等に応じ、任期が更新されることがあります。）

2. 職務内容

消費者庁総務課情報システム係では、情報システムの整備及び管理に関することを所掌事務としています。今回募集する職員は、総務課情報システム係課長補佐及び係長を補佐する職員として、主に以下の業務を行います。

(1) 消費者庁ネットワークシステムのシステム管理及び運用管理

消費者庁では、その業務基盤として消費者庁ネットワークシステムを構築・運営しており、職員からの問い合わせを受けるヘルプデスクやシステム監視、障害対応等の運用保守業務を外部の事業者へ委託している。消費者庁ネットワークシステムの管理者として、外部委託事業者が実施する運用状況のモニタリングの統括や障害発生時の対応、外部委託事業者の管理等を通じ、消費者庁ネットワークシステムの安定的な運用保守に向けた判断・指示及び専門的な技術を必要とする作業等を行う。

(2) 消費者庁が構築した情報システムのシステム管理支援及び運用管理支援

消費者庁ネットワークシステムの仮想基盤環境上及びネットワーク内には、消費者庁の各課室が構築した複数の業務システムが運用されており、各課室担当者が実施する情報システムの設計・開発や運用・保守等について、消費者庁ネットワークシステムの管理者としてその運営を支援する。

具体的には、消費者庁ネットワークシステムの設計内容や運用・保守等に関する制約条件や技術要件等を理解し、業務システムの運営に関する各課室担当者からの照会に対応する等し、政府や消費者庁が定める情報セキュリティポリシーを踏まえた情報セキュリティ確保等の観点も踏まえながら、その照会への対応や検討内容への助言及び専門的な技術を必要とする支援作業を行う。

また、必要に応じて各課室担当者と消費者庁ネットワークシステムの外部委託業者等との折衝等を調整する等し、消費者庁ネットワークシステム及び個別業務システムの安全かつ確実な運営を主導する。

(3) 消費者庁の情報化推進に関する指導・助言等

消費者庁は、他省庁と同様、消費者庁全体のIT統制の構築・維持に向けた取り組みを推進している。この推進組織をPMOと呼び、消費者庁総務課情報システム担当所属職員により構成されている。

このPMOは、主に情報システム等に関する個別プロジェクトを推進する消費者庁の各課室内の組織（PJMO）が実施する活動について、政府が定める方針や消費者庁全体としての方向性に相違がないかモニタリングし、情報の企画から投資管理、継続的な見直し・改善といったPDCAを通じて情報システムのライフサイクルの統制を図っている。

PMO組織の一員として、PMO各職員と協力しながら、各PJMOとの協議・調整を通じて消費者庁のIT統制を推進するとともに、必要に応じて関係するシステムベンダ、ハードウェアベンダ等を含めた関係者への指導・助言を行う。

(4) その他PMO関係業務等

(1) から (3) に定めた事項に加え、消費者庁PMOの一員としてPMO関連業務を実施する。

PMO関係業務の概要については、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成30年3月30日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定。）を参照のこと。

3. 必要な技術要件

上記の職務内容を行うにあたって、必要となる技術要件を示します。

- (1) RHEL Server の各機能の設定内容を調査し、必要に応じて設定追加・変更ができること。
- (2) Windows Server の各機能の設定内容を調査し、必要に応じて設定追加・変更ができること。
- (3) ネットワーク関連機器(Fire Wall、スイッチ等)の設定内容を調査し、必要に応じて設定追加・変更ができること。
- (4) ログの取得・編集する等、適宜 Shell、VB script を作成できること。
- (5) Excel のマクロを利用して、入力チェックを行う入力シートの作成ができること。

4. 応募人数

1名

5. 応募対象

上記、「3. 必要な技術要件」の職務内容を、2013年以降に継続して5年以上有するシステムエンジニア等の職務経験のある方。

条件に該当する経験については、職務経歴書もしくは別添資料(様式不問)において、「3. 必要な技術要件」の実績がわかるように記載を行うこと。

なお、以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6. 応募方法

(1) 提出書類

○小論文（800字程度、様式任意）

「志望理由」及び「応募者自身の能力・経験を当業務にどのように生かせるのか」について。

○履歴書1通（写真貼付）

職務経歴書（様式任意、これまで従事したことのある職務の内容、期間を具体的に記述したもの）

*応募書類は返却いたしません。

(2) 書類送付先

〒100-8958

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

消費者庁 総務課情報システム係 宛

（郵送の場合、封筒の表面に「政策調査員応募書類在中」と記載のこと。）

(3) 提出締切

平成30年7月13日（金）必着。

*応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

7. 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：面接

書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。なお、平成30年7月20日（金）までに連絡がない場合は、書類審査不合格となります。

8. 勤務条件

勤務地：東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館

勤務時間：1日5時間45分（原則として月曜日から金曜日までのそれぞれ10:00～12:00及び13:30～17:15）。土・日・祝日は休み。

給与等：月額9,100～15,400円（予定）

（経験等による、また給与法の改定により変更する場合があります）

*通勤手当支給（上限55,000円／月）、超過勤務を命じた場合には超過勤務手当支給

*健康保険、厚生年金、雇用保険加入

*賞与あり・昇給なし

9. その他

マイナンバーカードの取得

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することになりますので、採用予定日までに取得していただく必要があります。

[マイナンバーカード総合サイト]

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/index.html>

10. 問い合わせ先

(勤務条件について) 消費者庁総務課人事係

電話 (03) 3507-8800 内線 2041

(業務内容について) 消費者庁総務課情報システム係

電話 (03) 3507-8800 内線 2549